

# 中国の環境規制について

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易制度課

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

**禁無断転載**

# 中国の環境規制について

## 目次

1. 中国 RoHS 指令について .....	2
(1) 中国 RoHS の対象製品 .....	2
(2) 中国版 RoHS 実施のロードマップ .....	3
(3) EU RoHS との相違点を調査する .....	4
2. 新化学物質環境管理方法（REACH 規制）について .....	5
(1) 対象化学物質と対象外物質をまとめる .....	5
(2) 対象化学物質の登録までの流れを整理する .....	6
3. 中国 WEEE 指令の動向について .....	8
(1) 対象製品について調査する .....	8
(2) 生産者、輸入者などのそれぞれの義務について調査する .....	11
付録 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。

# 1. 中国 RoHS 指令について

## (1) 中国 RoHS の対象製品

2016年1月、工業情報化部、科学技術部など8部門は、2006年に発表された「電子情報製品の汚染抑制管理方法」(旧方法)に替わる新規定として、「電子製品有害物質の使用制限にかかる管理方法」(新方法/中国版中国 RoHS 2.0)を公布した。「新方法」は2016年7月1日から施行された。

「新方法」は適用範囲や使用を規制する有害物質の範囲が拡大されたほか、製品中の有害物質の使用規制についての管理方式が改善されており、対象製品は電子情報製品から電器電子製品及びその付属品にまで拡大された。電器・電子業界は技術の進歩が早く、製品の更新がめまぐるしいため、列挙方式ではすべての電器・電子製品をカバーするのは困難である。このため、「新方法」は適用製品について「帰納と説明」方式を採用し、企業は製品を分類・対照しながら制度を運用する。「新方法」でカバーされる製品範囲内については、工業情報化部が関連部門と共同で「達成管理目録」を作成し、具体的な製品の類目や、使用を規制する有害物質の種類、使用を規制する時間、例外要件などを明示し、さらに適宜改正するとしている。但し、2016年末現在、「達成管理目録」はまだ発表されていない。

「新方法」の適用範囲は、以下の十大類型が含まれるが、その限りではない。すなわち通信設備、放送設備、コンピューター及びその他オフィス設備、家電・電子設備、電子測定計測装置、工業用電器・電子設備、電動工具、医療電子設備及び器械、照明用品、文化教育・工芸美術・スポーツ・娯楽に関する電子製品、及びその付属品などが対象となる。

「新方法」における製品の対象範囲や種類は非常に幅広く、日本から中国へ輸出される家電製品、電動工具、医療電子設備・及び医療器械などの製品が対象となり、冷蔵庫やエアコン、携帯電話、テレビなど家電製品のほとんどが含まれる。十大製品類型については別紙を参照のこと。「新方法」の適用外となる製品七類型は以下の通り。

番号	製品類型
1.	電力の生産・伝送・分配に関する設備。発電所、送配電施設、建築物の給配電に用いられるシステム及び設備
2.	軍事用途の電器・電子設備
3.	特殊環境または極端な環境下で用いる電器・電子設備
4.	輸出用の電器・電子設備
5.	一時的に輸入される製品、またはメンテナンスのために国内に持ち込まれ、販売には供されない電器・電子設備
6.	科学研究・開発・試験に供されるサンプル機
7.	見本市や展示会などに供されるが、販売されないサンプルや展示品など

## (2) 中国版 RoHS 実施のロードマップ

「旧方法」は、管理範囲とする製品に対して、強制認証制度を適用していた。すなわち、これらの製品を生産・販売・輸入する場合、必ず検査・認証に合格して 3C 認証証書を取得する必要があった。「新方法」の実施は、二段階に分けて進められる。第一段階は 2016 年 7 月 1 日から始まる。「新方法」の適用範囲内の製品については、有害物質についての声明を行い、「電子電気製品有害物質使用規制表示要件」<sup>1</sup> (SJ/T 11364-2014) に基づく表示を行うよう義務付けられる。有害物質の含有量については上限を設けていない。第二段階では、「達成管理目録」発行日より、「達成管理目録」に記載された製品すべてに対し、電器電子製品有害物質規制の適合性評価制度<sup>2</sup>に基づいて管理することが義務付けられる。

「旧方法」は、管理範囲に含まれる製品に対して強制認証制度を実施するものであったが、実際の運用ではさほど厳密には実行されず、自主認証方式が採用されていた。2010 年 5 月、工業情報化部、国家認証認可監督管理委員会 (CNCA) は「国家統一推進電子情報製品汚染抑制自主認証にかかる実施意見」を発表し、2011 年 11 月から施行することとした。さらに 2011-2012 年には、国家統一推進自主認証規則、国家統一推進自主認証製品目録、国家統一推進自主認証根拠基準、国家統一推進自主認証機関・検査機関などの規程が相次いで発表された。こうした土台づくりを経て、2012 年 7 月から正式に国家統一推進汚染抑制自主認証が導入された。この認証は企業が自主的に申請するものであるが、政府は企業による認証申請を奨励かつ支援しており、インセンティブ措置として「旧方法」要件に基づく強制認証取得製品と同等の信頼性を認めたり、認証取得製品向けに政府のテクノロジー支援事業、財政・税制優遇支援奨励政策、政府部門による優先調達といった優遇策を取ったりしている。2016 年末現在、すでに数千社に上る企業が 1 万種近くの製品に対して「国家統一推進自主認証」証書を取得している。中国では、電子情報製品に対する汚染抑制のための適合性評価制度が早い段階でスタートしており、「国家統一推進自主認証」の実施から数年を経て、認証制度、検査基準・規範、認証機関・検査試験室などを含めた評価体系の実施条件はすでに整ったと言える。

「新方法」は適用製品の管理について適合性評価制度を適用することを明確にしているが、これはすでに実施されている評価体系を法的に追認したものである。「新方法」の第二段階で適合性評価制度が導入される。既存の国家統一推進自主認証体系をベースとし、さらなる整備と細分化が行われるものの、大きな本質的変化はないだろう。工業情報化部、国家認証認可監督管理委員会 (CNCA) など複数の部門では、「達成管理目録」(第一集) や適合性評価制度の全体構想・原則などの制定に向けた検討が進められている。「達成管理目録」は、「成熟したものを一つ一つ投入する」という方式を取り、対象を小分けに発表しつつ、適宜内容を調整していく。また、「達成管理目録」に記載された製品の有

<sup>1</sup>この基準は、「新方法」の実施に合わせて制定されたもので、2014 年 7 月の時点で既に発表されており、「新方法」施行に伴って発効されることになっていた。

<sup>2</sup>適合性評価制度とは、適合性評価にかかる規則、手順及び適合性評価への管理を実施する仕組みを指し、これには認証、検査、チェック、認可などが含まれる。

害物質の規制値については、移行期間を設けるが、移行期間は一律とせず製品によって変える。現在策定に向けて検討中の適合性評価制度では、自己声明、国家推奨認証、強制認証などいくつかの方式を併用するとみられ、企業による自主選択も視野に入れる。方式の違いにより事後の監督の頻度や程度にも差をつけるとみられる。

電子情報製品の汚染抑制にかかる国家統一推進認証の適合性評価体系はすでに確立されているため、電器・電子製品についての適合性評価制度は、既存制度に補足や改善を加えるのみで十分である。関連部門は現在、企業界の各方面からのヒヤリングを行うとともに、討論を重ねており、「達成管理目録」とこれに付帯する適合性評価制度は、今後 1-2 年以内に公布される見通しである。

### (3) EU RoHS との相違点を調査する

差異	中国版 RoHS 2.0	EU の RoHS
推進方式の差異	中国は「達成管理目録」を制定し、「帰納と説明」方式の採用を予定しており、管理対象とする製品と除外製品の範囲を明確にしている。管理対象となる製品については、有害物質の含有量が規制要件を満たしていなければならない。除外製品については、有害物質の規制値要件を設けないが、含まれる有害物質や含有量を表示しなければならない。	EU の RoHS は、すべての電子・電器製品が規制値を守るよう求めているが、「排除法」により一部製品は「免除」される。
製品範囲の差異	中国版 RoHS 2.0 でカバーされる製品の範囲は、中国で生産・販売・輸入される電器・電子製品で、家電・電子設備、通信設備、放送設備、コンピューター及びオフィス設備など十類を含むが、この限りではない。	EU の RoHS の対象となる製品の範囲は、電子・電気設備及び家庭用電球・照明設備であり、これには大型家電、小型家電、情報技術・通信設備、消費財に該当する設備、照明設備、電気・電子工具、玩具、レジャー・スポーツ用設備、医療用設備、モニタリング・制御工具、自動販売機、及び上述の分類に該当しない電子・電器設備が含まれる。
運用性の差異	中国版 ROHS2.0 は法律的な規範であり、比較的強い運用性を有する。	EU の ROHS 指令そのものを直接実施するのではなく、加盟国が自国で

	実施日より全国で法的効力を有する。	法制化して初めて各加盟国内での実施が可能になる。
政府の監督方式の差異	中国は有害物質の管理について、「二段構え」方式を取っている。第一段階では、製品表示の自己声明方式により情報開示を行い、製品の市場での販売を開始した後は、政府が市場での抜き取り調査を行う事後市場モニタリング方式を採用する。第二段階では、「達成管理目録」の記載製品については、適合性評価後に初めて市場での販売が可能になるため、事前市場管理方式に該当する。	EUのROHSでは自己声明方式を採用しており、企業は市場参入に先立ち、製品が指令の要件を満たしている旨の声明を出さなければならない。政府は製品の抜き取り検査により市場監督を行い、ここでは事後市場モニタリング方式を採用している。

## 2. 新化学物質環境管理方法（REACH 規制）について

### (1) 対象化学物質と対象外物質をまとめる

中国は新たな化学物質が環境にもたらすリスクの管理において、申告登録制度を実行している。すなわち、新たな化学物質の生産や輸入に先立ち申告と登録を義務付け、登録証を取得した後に市場への販売や輸出を認めるものである。2010年1月、環境保護部は2003年に公布された「新化学物質環境管理方法」を改正し、2010年10月から施行した。環境保護部はさらに、上記「方法」を実施するための具体的措置として、EUのREACH規制の一部取り組みを参考に、2010年9月に「新化学物質申告登録指針」、「新化学物質監督管理検査規範」、「新化学物質通常申告書及び記入説明」、「新化学物質簡易申告書及び記入説明」、「新化学物質科学研究届出及び記入説明」、「新化学物質初回活動状況報告書及び記入説明」など6項目の関連文書を制定した。

「方法」の管理対象は、「中国現有化学物質名録」（IECSC）に記載されていない新たな化学物質のみが対象であり、新たな化学物質であっても「名録」に記載されていれば対象外であり、「名録」に記載されている4.5万種余りの既存化学物質は、「方法」の管理範疇外となる。「方法」は新化学物質を放出する物品のみを管理対象とし、その管理は新化学物質そのものについての要件しかなく、またすべての物品・製品を対象としているわけではない。「方法」はまた、生産または輸入後の直接の加工・使用者のみを管理対象とし、同産業に関わる全企業を対象とするものではない。



2010年9月、環境保護部は「新化学物質申告登録指針」を公布し、新たな化学物質の申告の適用範囲、申告の種類及び形式、申告登録手順、申告資料の要件、ポリマーに対する特別規定、申告登録後の監督管理の6分野を対象に、具体的な規定を設けた。このうち、申告適用範囲には、申告物質の範囲（申告物質及び免除類別を含む）、地域的範囲、活動範囲、申告人・代理人などについての規定が含まれる。

免除類別には、次の4類が含まれる。①すでに他の法令の管理下にある製品、すなわち医薬品、農薬、動物用医薬品、化粧品、食品、食品添加物、飼料、飼料添加物、放射性物質、軍需製品、たばこなど。②自然界に存在する物質。③非営利目的または生産対象物ではない場合、例えば不純物、副産物、廃棄物など。④その他の特殊類別、すなわち合金、非分離中間体、物品など。

企業が新たな化学物質について申告登録を行う場合、まず「名録」を検索し、その化学物質がすでに収録されているかどうかを確認する。すでに記載されている場合は、新たな化学物質についての申告登録は不要である。環境保護部は「名録」について不定期の補充・更新作業を行っているため、必ず最新版のリストを調べる必要がある。「名録」はオンライン版のほか書籍版や光ディスク版もあり、自身での検索または代理機関への検索委託が可能であるほか、環境保護部固形廃棄物管理センターへの検索依頼も可能である。

調製品に含まれる新たな化学物質や物品から有意に放散される新たな化学物質も、申告の対象となる。生産用医薬品、農薬、動物用医薬品、化粧品、食品添加物、飼料添加物などの製品の原料や中間体が新たな化学物質に該当する場合も、申告が必要となる。

中国は新たな化学物質の環境リスクに対して、分類管理を実行している。申告登録によって新たな化学物質の認識・識別を行う制度に加え、新たな化学物質に対するリスク抑制や監督管理のためのフォローアップ管理制度も規定するなど、新たな化学物質による環境被害をできるだけ回避、抑止、減少させる取り組みが進められている。

## (2) 対象化学物質の登録までの流れを整理する

「新化学物質申告登録指針」では具体的かつ詳細な申告登録手順を提示している。

### 申告の種類

新たな化学物質の申告は、その用途、性質及び数量（トン数）などの要因に基づき、通常申告、簡易申告（基本状況及び特殊状況）、科学研究届出の3類に分けられる。

申告の種類	適用範囲
-------	------



通常申告	年生産量または輸入量が 1 トン以上の場合、通常申告が必要であり、申告物質のトン数に応じて、さらに四つの申告レベルに細分される。
簡易申告	年生産量または輸入量が 1 トン未満、または特定条件に合致する場合は簡易申告の手続きが可能。簡易申告は、基本状況または特殊状況に細分され、それぞれの種別に応じて手続きを行う。
科学研究届出	年生産量または輸入量が 0.1 トン未満の科学研究用途の場合、または中国国内で中国の実験生物を用いた生態毒性学試験を行うために輸入された新たな化学物質のサンプル。

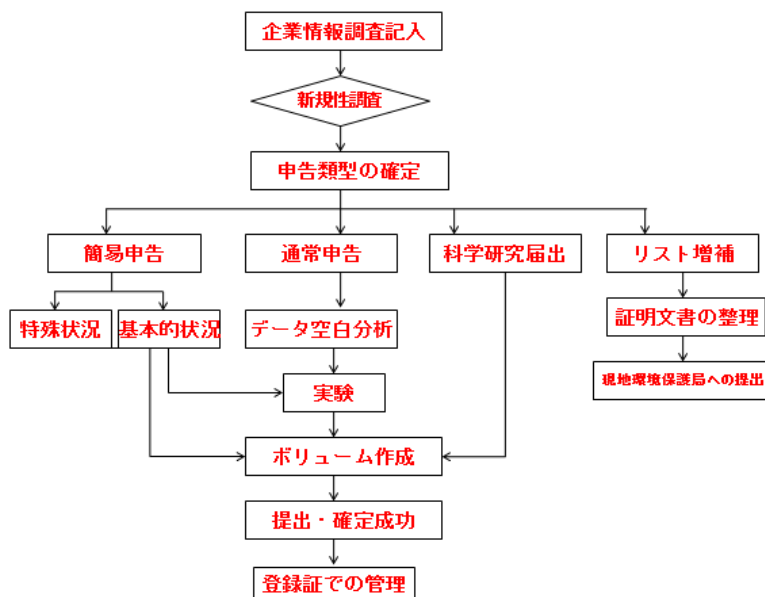
### 申告者

主に次のいくつかの種類に分けられる。

- 新たな化学物質の生産を予定する国内の登録機関
- 新たな化学物質の輸入を予定する国内の登録機関
- 「名録」に「重点環境管理危険類」として登録されている新化学物質の登録用途の変更を予定する国内登録機関
- 中国への新化学物質の輸出を予定する国外メーカー

中国企業の申告者は、自身で直接申告を行うか、あるいは機関に委託することができる。国外の申告者は、国内の登録機関に申告を委託する必要がある。

### 申告の手順



申告報告には以下の内容を含む。

1. 新化学物質通常申告書：さらに、化学品分類、警告ラベル、警告説明、安全規範など

の国の関連基準に基づいた分類、ラベル、化学品安全技術説明書を付する。

環境保護部は「新化学物質通常申告書表及び記入説明」、「新化学物質簡易申告書及び記入説明」、「新化学物質科学研究届出書及び記入説明」を制定しており、申告人または代理人が上述の文書に基づき記入する。

2. **リスク評価報告書**：申告物質の危険評価、暴露予測評価、リスク抑制措置、環境リスク・健康リスク評価結論などの内容を含む。
3. **物理・化学的性質、毒性学、生態毒性学的特徴にかかる試験報告資料、及び試験実施機関の資格証明書類。**

環境保護部ウェブサイトでは、申告状況を定期的に公示、発表している。

<http://wfs.mep.gov.cn/hxp/xhxwz/?COLLCC=1069084746&>

### 3. 中国 WEEE 指令の動向について

#### (1) 対象製品について調査する

2009年2月、中国環境保護部は「廃棄電器・電子製品の回収処理管理条例」（中国版 WEEE）を公布し、さらに条例を実施するための具体的措置として一連の関連政策を打ち出した。

政策の名称	主な内容
「廃棄電器・電子製品処理目録」	当該目録に含める製品に対し、複数の経路による回収及び集中処理制度を実行する。
「廃棄電器・電子製品処理企業資格許可管理方法」	廃棄電器・電子製品処理を行う企業に対し、資格許可制度を実行する。
「廃棄電器・電子製品処理基金徴収使用管理方法」	廃棄電器・電子製品の生産者、輸入荷受人またはその代理人において処理基金を納入し、これを廃棄電器・電子製品の回収処理の補助金に用いることを明確にしたほか、処理基金の徴収基準及び使用管理について規定。
「廃棄電器・電子処理企業補助金審査指針」	廃棄電器・電子処理を行う企業に対する補助金審査基準。

このほか、廃棄電器・電子製品処理企業のデータ情報管理システムを設置し、処理企業が速やかに情報を報告し、環境保護部など関連部門の審査を受けた後、処理量に応じて補助金を支給することとした。

2010年9月、最初の「廃棄電器・電子製品処理目録」が発表された。対象品目にはテ

レビ、冷蔵庫、洗濯機、空調機、コンピューターの五類が含まれる。2015年2月には2014年版の「目録」が発表され、対象製品は五類から十四類に拡大し、新たにレンジフード、電気温水器、ガス温水器、プリンタ、コピー機、ファクス、モニター、携帯電話、固定電話機が加わった。関連部門や企業が「目録」に含まれる製品の範囲や定義を理解しやすくなるよう、環境保護部など関連政府部門は業界協会、生産企業、処理企業との意思疎通を図り、公開の場で意見を聴取した上で「目録」の解釈を定め、製品の範囲及び定義、目録収録製品についての解説、除外製品などの側面から、目録収録製品について細かな解説と区分を行った。

近年、中国は拡大生産者責任制度に関する試行事業を展開している。拡大生産者責任制度とは、国際社会で広く採用されているもので、電器・電子製品業界における持続可能な環境管理制度を効果的に推進するための制度である。製品の生産者が製品廃棄後の回収・リサイクル利用に対する責任を担うよう誘導し、生産者に対し、製品発生源からの管理と環境に配慮した生産活動を促すことがその核になる。

2015年7月、工業情報化部、財政部など四つの部・委員会が合同で文書を発行し、電器・電子製品の生産者を対象に、拡大生産者責任制度の試行事業を行うとした。2016年1月、工業情報化部は第一陣の対象企業リストを発表し、長虹、格力、TCL、聯想(レノボ)、華為(ファーウェイ)など15社が選ばれた。開始から一年、試行事業が良好な効果を上げていることを受け、国務院は2016年12月25日に「拡大生産者責任制度の推進プランに関する通知」を発表し、試行事業を拡大し、ノウハウ普及を図る方針を打ち出した。

「プラン」はまず、電器・電子製品、自動車、鉛酸蓄電池、パッケージの四類の製品を対象として、拡大生産者責任制度を実施するとしている。対象となる生産企業は、環境に配慮した製品設計や、再生原料の使用、回収利用の規範化、情報開示の強化を進めることが求められる。2020年を目標に、拡大生産者責任制度に関する政策体系の大枠をつくり、環境に配慮した製品設計の面で大きな進展を図るとともに、重点品種の廃棄製品について回収規範化率や循環利用率が平均で40%に達するよう目指す。2025年には、拡大生産者責任制度に関する法体系を概ね整備し、重点分野において拡大生産者責任制度が秩序正しく運用され、環境に配慮した製品設計が広く行われるよう図り、重点製品の再生原料使用率が20%を達成し、廃棄製品の回収規範化率や循環利用率が平均で50%を達成することを目指す。

「プラン」は、関係する政府部門に対し、以下の措置を進めるよう求めている。

- 上記四類の製品の生産企業に対する信用評価を強化する。
- 上記四類の製品を手がける重点生産企業向けに、拡大生産者責任に関する信用情報システムを整備するとともに、全国信用情報共有プラットフォームとの接続を実現し、信用失墜行為のあった企業に対して、部門横断的なペナルティを科する。
- 上記四類の製品を手がける重点生産企業向けに、拡大生産者責任に関する履行状況の報

告・公示制度を構築し、先駆けとして一部企業を対象に試行事業を行う。

- 拡大生産者責任に関する第三者信用認証評価制度を構築し、第三者機関に企業の責任履行状況に対する評価・検証を第三者機関に行わせる仕組みを整える。
- 拡大生産者責任制度についての実施状況報告を定期的に公表する。
- 再生資源の集散地を対象とする特別取り締まり活動を行い、不法な回収拠点を一掃する。
- 廃車や廃棄電器・電子製品の解体企業に対する資格管理を強化し、鉛酸蓄電池など特殊品種に対する管理を規範化する。
- 関連する法令や標準規格を厳密に実行し、環境排出基準や安全基準を満たしていない企業を法律や規程に基いて処分し、無免許経営を取り締まる。
- 定期的な巡回や抜き取り検査の制度を確立し、廃車の不法な改造や合体、電器・電子製品の不法な解体などを取り締まる。

「プラン」はまた、2017年の活動の重点として、以下のことを挙げている。

- 北京市において、廃棄電器・電子製品の新たな回収利用システム構築に向けた試行事業を先駆けて展開する。上海市では鉛酸蓄電池の回収利用を先駆けて整備する。飲料用の紙を主材料とする複合パッケージについて、業界団体による回収利用の試行事業を行う。環境保護部を旗振り役として、鉛酸蓄電池のメーカーによる集中回収・地域間輸送モデルを模索する。
- 「廃車回収管理方法」の改正作業を完了し、廃車の回収利用制度を規範化する。
- 鉛酸蓄電池の回収利用管理方法を制定する。

「プラン」に基づき、関係する部・委員会は2017年末までに廃棄電器・電子製品の回収処理制度を改善するためのプランを提出する。

「プラン」は2018-2019年の活動計画にも言及している。2018年には関係する部・委員会において強制回収対象製品・パッケージのリスト及び管理方法の制定作業を完了し、特定品種に対する国の回収利用目標を定める。また、リサイクル製品・原料の使用拡大に向けた制度構築を加速する。2019年には拡大生産者責任に関する信用情報収集システムの構築を完了し、拡大生産者責任の評価管理方法を制定するとともに、これに対応した政策ガイドラインを定める。また、グリーン調達目標管理を行う。

## (2) 生産者、輸入者などのそれぞれの義務について調査する

上記「条例」は、「目録」に記載された製品の生産者や輸入荷受人またはその代理人が、基金の納付義務を負うと定めている。中国国内の生産者が支払うべき基金は、国家税務局が徴収を担当し、四半期ごとに納入申告を行う。中国国内の生産者が製品を輸出する場合には、支払いを免除される。輸入荷受人またはその代理人が基金を納付する場合は、税関が徴収を担当し、貨物の輸入申告時に納付する。生産者、輸入荷受人またはその代理人が納入する基金を生産経営コストに計上した場合、課税所得の計算時に控除を受けることができる。

拡大生産者責任制度の実施に伴い、生産者や輸入者には、基金の納付や処理に加え、更に多くの義務が課せられることになる。例えば、拡大生産者責任にかかる信用情報システムで企業情報の申告や、主管部門や一般市民向けの拡大生産者責任にかかる状況報告・公示、第三者機関による企業の責任履行状況にかかる信用認証評価などが義務付けられる見通しである。

## 付録

序号	设备类型	包括产品
1	通信设备	固定或移动通信接入、传输、交换设备、通信终端设备等，包括有线通信设备和无线通信设备。如测速雷达、无线遥控及导航设备、对讲机、手机、传真机、电话机、无线射频产品等
2	广播电视设备	广播电视节目制作及播控设备、广播电视发射及传输设备，以及应用电视设备等。如专业广播电视接收设备、专业录音录像重放及音响设备，以及观察监视电视、教育电视、特殊成像电视、特殊功能电视和跟踪电视等应用电视设备等。
3	计算机及其他办公设备	<p>计算机设备包括计算机整机及其外围设备，以及计算机网络设备和应用于金融、信息安全、工业控制、信息采集及识别等领域的计算机应用电子设备及终端等。如工作站、服务器、微型计算机、学习机、电子词典、电子相册、路由器、打印机、人机交互设备、IC卡读写机具、手写板、生物特征识别设备、移动存储介质、不间断电源、语音及图形图像输出设备等。</p> <p>其他办公设备包括幻灯及投影设备、照相机、复印和胶印设备、计算器及货币专用设备。如各种用途的复印设备和集复印、打印、扫描、传真为一体的多功能一体机、碎纸机、打字机、考勤机、计算器、点钞机等。</p>
4	家用电器电子设备	<p>家用电器电子设备指家用及类似用途的电器电子设备及装置，包括音视频设备、音响设备、制冷电器具、空气调节器、通风电器具、厨房电器具、清洁卫生电器具、美容电器具、保健电器具、电热电力器具，以及缝纫、编织等加工设备及类似产品，以及电子钟表等，也包括如家用燃气炊事器具、燃气取暖器、燃气热水器、太阳能热水器等的电辅助家用器具，以及安防、监控等系统终端设备等。</p> <p>其中，“家用和类似用途”是指主要用于家庭，但也可用于办公室、工厂、商场、饭店等公共场所，由非专业人员使用的非生产型机器及装置。</p>
5	电子仪器仪表	电子仪器仪表是用以检出、测量、观察、计算各种物理量、物质成分、特性参数等的电子器具或设备。例如：电工电子测量仪器、

		电子分析仪器、电子计数/计时器、电子监测设备和仪器等。
6	工业用电器电子设备	包括工业加工、生产及检测用电器电子设备、工业控制用监控仪器设备等。
7	电动工具	电动工具是指由电动机或电磁铁为动力，通过传动机构驱动工作头的一种机械化工具，包括手持式、可移式以及园林电动工具。按照操作方式及用途可分为金属切削类、砂磨类、装配类、林木类、农牧类、园艺类、建筑道路类和矿山类等
8	医疗电子设备及器械	医疗电子设备及器械是指直接或者间接用于人体的电子仪器、设备、器具、以及其他类似或者相关的物品，用于疾病的诊断、预防、监护、治疗或者缓解。
9	照明产品	包括电光源和灯具。如电光源包括：白炽灯、卤钨灯、荧光灯及高强度气体放电灯，及 LED 灯等；灯具包括室内照明用灯具，户外照明用灯具，以及应急灯具等。
10	电子文教、工美、体育和娱乐产品	包括各类电子乐器，以及带有电子或电气组件的玩具、体育用品及游艺器材和娱乐用品等。



---

中国の環境規制について

2017年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産・イノベーション部貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5543